

加西市地域づくり指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な地域づくりを推進していくため、市と市民とが共有することのできる共通の目標や方向性等を定めた本市の地域特性に即した地域づくりの指針を策定するにあたり、加西市地域づくり指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域づくりの指針策定に関すること。
- (2) その他地域づくりに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 兵庫県地域再生アドバイザーとして登録のある者
- (3) 行政等関係者
- (4) 地域住民、地域づくり団体、NPO、事業者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。ただし、最初にかかれる会議は市長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員が第2条に定める事務に従事したときは、予算の範囲内において報償金を支払う。ただし、公務で会議に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、ふるさと創造部ふるさと創造課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。